

企業局工事等の請負契約に係る入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、福島県企業局財務規程（昭和44年福島県企業局管理規程第8号。以下「規程」という。）第231条の規定に基づき、企業局が競争入札の方法により工事、測量、工事の設計、工事に関する調査、又は製造（以下「工事等」という。）の請負契約を締結する場合における競争入札に参加することができる者の資格審査及び指名等について定めるものとする。

第2章 工事等請負業者の資格審査

(有資格業者名簿の使用)

第2条 競争入札参加者資格について資格審査を容易にするため、工事等の請負契約に係る入札参加者の資格審査に関する要綱（平成20年3月28日付け19財第7838号総務部長通達。以下「県要綱」という。）第5条第1項の規定に基づき作成される工事等請負有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）副本を企業局及び公所において使用するものとする。

(資格の取消し)

第3条 工事等を所掌する局の課長又は公所長（以下「工事等執行権者」という。）は、有資格業者が県公示第59号第1の第1号から第5号までのいずれかに該当することを知ったときは、速やかにその旨を企業局長に報告するものとする。

2 企業局長は、前項の報告を受けたときは、その旨を総務部財務総室入札監理課長（以下「入札監理課長」という。）に通知するものとする。

第3章 測量等請負業者の資格審査

(測量等企業局指名運営委員会)

第4条 企業局に、指名競争入札に参加する者の指名の公正を確保するため、測量等企業局指名運営委員会（以下「企業局指名委員会」という。）を置く。

2 企業局指名委員会は、規程で公所に委任した測量、工事の設計、工事に関する調査、又は製造（以下「測量等」という。）等以外の測量等（設計価格が100万円（製造にあつては250万円）以下の測量等を除く。）の指名競争入札参加者の選考、第7条第3項による指名選考内申に係る指名競争入札参加者の選考及び指名競争に付した測量等（企業局指名委員会が調査審議した測量等を除く。）についての指名競争入札参加者の指名に対する指名基準の適用状況その他企業局指名委員会権限に属することとされた事項について調査審議する。

3 企業局指名委員会は、会長及び副会長並びに主幹職以上の職にある委員をもって組織する。

4 会長は企業局長、副会長は企業局次長をもって、これに充てる。

5 会長は、会務を総理する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 会長、副会長がともに事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

8 企業局指名委員会は、必要の都度会長が招集しその会議は非公開とする。

- 9 企業局指名委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 10 企業局指名委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 11 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め意見を聴取することができる。
- 12 委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。
- 13 企業局指名委員会の庶務は、企業局企業総務課において処理する。

(測量等公所指名運営委員会)

第5条 公所における指名競争入札に参加する者の指名の公正を確保するため、測量等公所指名運営委員会（以下「公所指名委員会」という。）を公所に置く。

- 2 公所指名委員会は、公所長に執行を委任されている測量等のうち設計価格が100万円（製造にあっては250万円）を超え3億円未満の測量等の指名競争入札参加者の選考及び第7条第2項による指名選考内申に係る指名競争入札参加者の選考について審議する。
- 3 公所指名委員会は、会長及び課長以上の職（課長をおかない公所にあっては、主査以上の職にある吏員から会長が指名する者）にある委員をもって組織する。
- 4 会長は、公所長をもって、これに充てる。
- 5 会長は、会務を総理する。
- 6 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 7 公所指名委員会は必要の都度会長が招集し、その会議は非公開とする。
- 8 公所指名委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 9 公所指名委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 10 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- 11 委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。
- 12 公所指名委員会の庶務は、公所の総務課において処理する。

(指名基準)

第6条 指名競争入札参加者を選考し又は決定する場合の基準は、次の各号に掲げる事項について留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の者に偏しないようにするものとする。

- (1) 当該測量等に対する地域的条件
 - (2) 当該測量等施工についての技術的適正
 - (3) 「競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件」（昭和41年福島県告示第59号。以下「県告示第59号」という。）の第5に規定する審査基準日（以下「審査基準日」という。）以降における経営状況
 - (4) 審査基準日以降における安全管理の状況
 - (5) 審査基準日以降における労働福祉の状況
 - (6) 手持測量等の状況
 - (7) 資本関係・人的関係
- 2 資本関係・人的関係にある者（以下「親子会社等」という。）とは、親子会社等の基準につ

いて（資料1）に該当する者同士をいい、同一入札に指名しないこととする。なお、認定企業が親子会社等であることが疑われる場合は個別に調査を行い同一入札に参加しないよう努めるものとする。また、入札後に親子会社等が同一入札に参加したことが判明した場合、入札は有効とする。

3 指名する業者の数は、測量等の設計価格に応じて次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 設計価格が1億円以上の場合 原則として15名以上

(2) 設計価格が1億円未満の場合 原則として9名以上

(指名選考内申)

第7条 測量等を所掌する本庁の課長又は公所長（以下「測量等執行権者」という。）は、測量等の起工が決定した場合において、当該測量等の設計価格が100万円（製造にあつては250万円）を超える場合は、前条に規定する指名基準に基づき、指名競争入札に参加させようとする者を選考し、測量等執行権者が局の課長であるときは、測量等請負業者企業局指名選考内申書（第1号様式）を企業局指名委員会に、測量等執行権者が公所長であるときは、測量等請負業者公所指名選考内申書（第2号様式）を公所指名委員会に提出しなければならない。

2 前項の測量等執行権者が公所長で、かつ、当該測量等の設計価格が3億円以上である場合において、第8条第1項の規定に基づく公所指名委員会の審議を経、同条第2項の規定に基づく通知を受けたときは、当該公所長は、測量等請負業者企業局指名選考内申書（第3号様式）を作成し、企業局指名委員会に送付しなければならない。

3 第1項及び第2項で当該測量等の設計価格が3億円以上である場合において、第8条第1項の規定に基づく企業局指名委員会の審議を経、同条第2項の規定に基づく通知を受けたときは、企業局長は、測量等の請負契約に係る入札参加者の指名等に関する要綱（平成20年3月28日付け19財第7978号総務部長依命通達。以下「県指名要綱」という。）第4条第1項の規定に基づく測量等請負業者本庁指名選考内申書（県指名要綱第1号様式）を作成し、県指名要綱第2条第1項の規定に基づく本庁入札参加条件等審査委員会に対し、指名すべき者の選考を依頼するものとする。

(指名選考及び決定)

第8条 企業総務課長又は公所の総務課長若しくは公所長が指定した者（以下「公所総務課長等」という。）は、前条第1項の規定に基づく測量等請負業者企業局指名選考内申書又は測量等請負業者公所指名選考内申書の提出を受けたときにあつては、これを企業局指名委員会又は公所指名委員会に対し、企業総務課長が前条第2項の規定に基づく測量等請負業者企業局指名選考内申書の送付を受けたときにあつては、企業局指名委員会に対し、指名すべき者の選考を受けるものとする。

2 企業総務課長は、前項の選考結果により当該測量等の設計価格が3億円以上のものを除き規程第8条第1項第6号の規定に基づき、測量等請負業者指名決定書（第7号様式）により決定するものとし、その旨を企業局の当該測量を所掌する課長に通知するものとする。

3 公所総務課長等は、第1項の選考結果について測量等請負業者指名選考通知書（第4号様式）により、公所長に通知するものとする。

4 前項の通知があつたときは、公所長は、規程第7条第1項第5号の規定に基づき、測量

等請負業者指名決定書（第4号様式）により決定するものとする。

- 5 企業総務課長は、前条第3項の規定に基づき依頼した選考結果を、県指名要綱第4条第2項の規定に基づく測量等請負業者選考通知書（県指名要綱第4号様式）により、入札監理課長から通知を受けたときは、測量等請負業者選考通知書（第5号様式）により、企業局長に通知するものとする。
- 6 前項の通知があったときは、企業局長は、測量等の設計価格が5億円以上の通知に係るものを除き、規程第8条第1項第6号の規定に基づき、測量等請負業者指名決定書（第8号様式）により決定するものとし、測量等の設計価格が5億円以上の通知に係るものにあつては、測量等請負業者指名決定書（第8号様式）により、公営企業管理者が決定するものとし、測量等執行権者が公所長に係るものにあつては、測量等請負業者指名決定通知書（第6号様式）により、その旨を公所長に通知するものとする。
- 7 第1項の場合において、災害応急工事、その他緊急の工事等を施工するため特に必要があると認めるときは、企業局指名委員会又は公所指名委員会（以下この項において「各委員会」という。）の会長は、委員1名以上の意見を徴し、指名すべき者を選考することができる。この場合において、各委員会の会長は、選考後初めて開かれる各委員会にその旨を報告しなければならない。

（指名停止）

- 第9条 測量等執行権者は有資格業者が県基準等第5指名停止基準に掲げる事項に該当する行為を行ったことを知ったときは、速やかにその旨を企業局長に報告するものとする。
- 2 企業局長は、前項の報告を受けたときは、この旨を速やかに入札監理課長に通知するものとする。
 - 3 企業局長は、入札監理課長より、福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成20年3月28日付け総務部長依命通達）第9条の規定に基づく通知を受けた場合は、その旨を速やかに公所長に通知するとともに所要の措置をとるものとする。

第4章 雑 則

（入札結果の報告）

- 第10条 測量等執行権者は、県指名要綱第5条第1項の規定に基づく本庁入札参加条件等審査委員会及び企業局指名委員会並びに公所指名委員会の指名選考に基づいて入札を執行した工事等の入札結果を、入札（見積）執行調書・入札（見積）結果書（第9号様式）により、企業局長に報告しなければならない。

附 則

- この要綱は昭和52年7月1日から施行する。
- この要綱は昭和53年4月1日から施行する。
- この要綱は昭和58年7月1日から施行する。
- この要綱は平成3年1月1日から施行する。
- この要綱は平成3年4月1日から施行する。
- この要綱は平成6年4月1日から施行する。
- この要綱は平成11年4月1日から施行する。
- この要綱は平成17年4月1日から施行する。

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

この要綱は平成19年7月1日から施行する。

この要綱は平成19年10月1日から施行する。

第3号様式から第8号様式までは、当分の間、従前の様式を使用することができる。

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

測量等請負業者企業局指名選考内申書

工事番号	第 号	工事名			請負に付する 設計額	
名 称			工事箇所			
工事の概要					工期	
発注種別			許可業種			工事の 等級

商号又は名称	代 表 者	許 可 区 分	点数	等級	所 在 地	内申理由	備 考 業 者 番 号

上記のとおり測量等請負業者の指名選考を内申します。

平成 年 月 日

企業局指名委員長 様

企業局

課長 印

測量等請負業者公所指名選考内申書

工事番号	第 号	工事名		請負に付する 設計額	
名 称		工事箇所			
工事の概要				工期	
発注種別			許可業種		工事の 等級

商号又は名称	代 表 者	許 可 区 分	点数	等級	所 在 地	内申理由	備 考 業 者 番 号

上記のとおり測量等請負業者の指名選考を内申します。

平成 年 月 日

公所指名委員長 様

企業局 事業所長 印

※加除、訂正した場合には明瞭に加除、訂正者印を押すこと。

測量等請負業者指名選考通知書
測量等請負業者企業局指名選考内申書

工事番号	第 号	工事名		請負に付する 設計額	
名 称		工事箇所			
工事の概要				工 期	
発注種別			許可業種		工事の 等級

商号又は名称	代 表 者	許 可 区 分	点 数	等 級	所 在 地	内申理由	備 考 業 者 番 号

測 量 等 請 負 業 者 指 名 選 考 通 知 書	<p>上記のとおり測量等請負業者が選考されましたので通知します。</p> <p>審議番号 第 号</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>企業局 事業所長 様</p> <p style="text-align: right;">公所 総務課長 印</p>
測 量 等 請 負 業 者 企 業 局 指 名 選 考 内 申 書	<p>上記のとおり測量等請負業者の指名選考を内申します。</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>企業局指名委員会長 様</p> <p style="text-align: right;">企業局 事業所長 印</p>

※加除、訂正した場合には明瞭に加除、訂正者印を押すこと。

測量等請負業者指名選考通知書
測量等請負業者指名決定書

工事番号	第 号	工事名		請負に付する 設計額	
名 称		工事箇所			
工事の概要				工 期	
発注種別			許可業種		工事の 等級

商号又は名称	代 表 者	許 可 区 分	点 数	等 級	所 在 地	内 申 理 由	備 考 業 者 番 号

測 量 等 請 負 業 者 指 名 選 考 通 知 書	<p>上記のとおり測量等請負業者が選考されました。</p> <p>審議番号 第 号</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>企業局 事業所長 様</p> <p>公所 総務課長 印</p>
測 量 等 請 負 業 者 指 名 決 定 書	<p>上記のとおり工事等請負業者の指名を決定する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>企業局 事業所長 印</p>

※加除、訂正した場合には明瞭に加除、訂正者印を押すこと。

測量等請負業者指名選考通知書

工事番号	第 号	工事名		請負に付する 設計額	
名 称		工事箇所			
工事の概要				工期	
発注種別			許可業種		工事の 等級

商号又は名称	代 表 者	許 可 区 分	点数	等級	所 在 地	内申理由	備 考 業 者 番 号

上記のとおり測量等請負業者が選考されましたので通知します。

審議番号第 号

平成 年 月 日

企 業 局 長 様

企業局経営企画課長 印

測量等請負業者指名選考通知書
測量等請負業者指名決定書

工事番号	第 号	工事名		請負に付する 設計額	
名 称		工事箇所			
工事の概要				工 期	
発注種別		許可業種		工事の 等級	

商号又は名称	代 表 者	許 可 区 分	点 数	等 級	所 在 地	内 申 理 由	備 考 業 者 番 号

上記のとおり測量等請負業者の指名が決定されました。

審議番号 第 号

平成 年 月 日

（企業局 課長 経由）
（測量等執行権者）

企業局経営企画課長 印

※加除、訂正した場合には明瞭に加除、訂正者印を押すこと。

第 6 号様式（第 8 条第 6 項関係）

第 8 号様式（第 8 条第 6 項関係）

測 量 等 請 負 業 者 指 名 決 定 書
 測 量 等 請 負 業 者 指 名 決 定 通 知 書

工事番号	第 号	工事名		請負に付する 設 計 額	
名 称		工事箇所			
工事の概要				工 期	
発注種別			許可業種		工事の 等 級

商号又は名称	代 表 者	許 可 区 分	点 数	等 級	所 在 地	内 申 理 由	備 考 業 者 番 号

測 量 等 請 負 業 者 指 名 決 定 書	上記のとおり測量等請負業者の指名を決定します。 <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">公営企業管理者（知事） 企 業 局 長 印</p>
----------------------------------	---

測 量 等 請 負 業 者 指 名 決 定 通 知 書	上記のとおり測量等請負業者の指名を決定したので通知します。 <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">企業局 事業所長 様 公営企業管理者（知事） 企 業 局 長 印</p>
--------------------------------------	--

※加除、訂正した場合には明瞭に加除、訂正者印を押すこと。

(資料1)

親子会社等の基準について

親子会社等とは、資本関係・人的関係にある者同士をいい、以下の1から3までのいずれかの基準に該当する者同士とする。

1 資本関係

以下のいずれかに該当する者同士

- (1) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。）の関係にある場合
- (2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

2 人的関係

以下のいずれかに該当する者同士。ただし、(1)については会社等の一方が民事再生法に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

- (1) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - ①株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - ア 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - イ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ウ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - エ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - ②会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - ③会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - ④組合の理事
 - ⑤その他業務を執行する者であって、①から④までに掲げる者に準ずる者
- (2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により専任された管財人を現に兼ねている場合
- (3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3 その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその組合員の関係にある者など、上記1又は2と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合